

埼玉医科大学訪問看護ステーション運営規程

(平成 7年 8月 1日制定)

改正 平成12年 4月 1日 平成13年 1月 1日
平成13年11月17日 平成14年 3月 1日
平成17年 5月28日 平成18年 5月27日
平成21年 5月23日 平成24年 3月24日
平成25年11月30日 平成29年 9月 8日
平成29年11月25日 平成31年 3月23日
令和4年11月26日

(事業の目的)

第1条 この規程は、学校法人埼玉医科大学(以下「法人」という。)が開設する埼玉医科大学訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「指定訪問看護等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、事業所の看護師その他従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある利用者に対し適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、法人の基本理念である生命への尊厳と相互信頼に支えられた「限りなき愛」に基づき、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 指定訪問看護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号のとおりとする。

- (1) 名称 埼玉医科大学訪問看護ステーション
- (2) 所在地 埼玉県入間郡毛呂山町大字毛呂本郷1006番地
(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の各号のとおりとする。

(1) 管理者 1人
事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 看護師等

看護職員 3人以上

事務員 1人以上

指定訪問看護等の提供に当たる。また、看護職員は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書)を作成する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日まで及び祝祭日を除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3) 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 症状の観察(血圧、体温、呼吸及び脈拍の測定等)に関すること。
- (2) 日常生活の援助(保清、排泄及び食事)に関すること。

- (3) カテーテル、カニューレ等の管理に関する事。
 - (4) 医療機器の管理及び指導に関する事。
 - (5) 褥瘡(床ずれ)の予防及び処置に関する事。
 - (6) がん看護(緩和ケア)に関する事。
 - (7) ターミナルケア(終末期の援助)及び在宅での看取りに関する事。
 - (8) 認知症患者の看護に関する事。
 - (9) リハビリテーションの計画、指導、実施及び評価に関する事。
 - (10) 慢性疾患の看護に関する事。
 - (11) 緊急時の対応に関する事。
 - (12) 服薬管理の支援に関する事。
 - (13) 苦痛の緩和及び看護に関する事。
 - (14) 家族への精神的な支援及び健康管理に関する事。
 - (15) 本人又は家族からの療養上の相談及び社会資源の活用に関する事。
 - (16) 多職種又は主治医との連携に関する事。
 - (17) その他看護に関する事。
- (利用料等)

第7条 利用料等については、別に定める。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、毛呂山町、越生町及び鳩山町の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 指定訪問看護等の提供中に、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡を行う等の措置を講じる。

(苦情処理)

第10条 指定訪問看護等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 提供した指定訪問看護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した指定訪問看護等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 提供した指定訪問看護等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際して行った処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報保護)

第12条 従業者は、正当な理由のある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、従業者でなくなった後においても同様とする。利用者又はその家族の個人情報に関する取扱いについては、別に定める。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 看護師等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所の従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する

のもとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の各号のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成7年8月1日から施行する。

附 則(平成12年4月1日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月1日)

この規程は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成13年11月17日)

この規程は、平成13年11月17日から施行する。

附 則(平成14年3月1日)

この規程は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成17年5月28日)

この規程は、平成17年5月28日から施行する。

附 則(平成18年5月27日)

この規程は、平成18年5月27日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成21年5月23日)

この規程は、平成21年5月23日から施行する。

附 則(平成24年3月24日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月30日)

この規程は、平成25年11月30日から施行し、平成25年10月21日から適用する。

附 則(平成29年9月8日)

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則(平成29年11月25日)

この規程は、平成29年11月25日から施行する。

附 則(平成31年3月23日)

この規程は、平成31年3月23日から施行する。

附 則(令和4年11月26日)

この規程は、令和4年11月26日から施行する。